

2013年版「税務手帳」追録

(平成25年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館8階
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

●平成25年度税制改正	1
①国税通則法	1
②法人税	3
③所得税	11
④相続税・贈与税	25
⑤登録免許税	30
⑥印紙税	31
⑦地方税	32
●健康保険・厚生年金保険の保険料額表	36

●平成25年度税制改正

1 国税通則法

1. 更正，決定等の期間制限の特例

更正の請求をすることができる期限について日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合又は災害等により期限延長される場合には，当該更正の請求があった日から6月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとする。

(注) 上記の改正は，平成25年4月1日以後にされる更正の請求に係る国税について適用する。

2. 賦課決定の所轄庁，納税地異動の場合における異議申立先等

源泉所得税に係る加算税の賦課決定につき，旧納税地を所轄する税務署長が納税地の異動の事実を知らないこと等につきやむを得ない事情があるときは，当該税務署長がその賦課決定をすることができることとする。また，源泉所得税及びその加算税に係る納税の告知処分につき，その処分後に納税地の異動があったときの異議申立ては，新納税地を所轄する税務署長にすることとする。

(注) 上記の改正は，平成25年6月1日から施行する。

3. 利子税の割合

各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には，その年中においては，次に掲げる割合とする。

(1) (2)の利子税以外の利子税 当該特例基準割合

- (2) 相続税及び贈与税に係る利子税 これらの利子税の割合に、当該特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて計算した割合

4. 延滞税の割合

各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）とする。また、納税の猶予等の適用を受けた場合の延滞税については、当該納税の猶予等をした期間に対応する延滞税の額のうち、当該延滞税の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞税の額を超える部分の金額を免除する。

5. 還付加算金の割合

各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、特例基準割合とする。

(注) 上記3から5までの改正は、平成26年1月1日以後の期間に対応する利子税等について適用する。

6. 特別還付金の支給制度

- (1) 加算金及び延滞金の割合について、次のとおり見直しを行う。

イ 加算金の割合（年7.3%）は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

ロ 延滞金の割合（年14.6%）は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当

該特例基準割合に年7.3%を加算した割合とする。ただし、納期限の翌日から2月を経過する日までの期間における延滞金の割合（年7.3%）は、各年の特例基準割合に年1%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%を加算した割合とする。

（注） 上記の改正は、平成26年1月1日以後の期間に対応する加算金及び延滞金について適用する。

- (2) 災害等による国税に関する請求期限の延長により、特別還付金請求書等の提出が特別還付金の請求期間の終了の日（平成25年6月29日）後となる場合には、当該特別還付金請求書等に係る特別還付金の支給決定等は、期限延長後の請求期間の終了の日以後1年を経過する日までの間においてもできることとする。

② 法人税

1. 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人の平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において取得等をした生産等資産でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、次の(1)及び(2)の金額を超える場合には、その取得価額の100分の30相当額の特別償却とその取得価額の100分の3相当額の特別税額控除との選択適用ができる。ただし、特別税額控除額は、税額の100分の20相当額を限度とする。

- (1) その事業年度において償却費として損金経理をした金額

(2) 比較取得資産総額の100分の110相当額

2. 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

経営の改善に関する指導及び助言を受けた中小企業者等で、青色申告書を提出するものが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、経営改善設備の取得等をして、指定事業の用に供した場合には、その取得価額の100分の30相当額の特別償却（一定の中小企業者等については、その取得価額の100分の7相当額の特別税額控除との選択適用）ができる。ただし、特別税額控除額は税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができる。

3. 特定信頼性向上設備の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で認定を受けたものが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、その実施計画に記載された特定信頼性向上設備の取得等をして、事業の用に供した場合において、その事業の用に供した特定信頼性向上設備が電磁的記録の保全等に資するものであることにつき証明がされたときは、その取得価額の100分の15相当額の特別償却ができる。

4. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度

次のとおり見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

- (1) 即時償却ができる措置について、対象資産に熱電併給型動力発生設備（コージェネレーション設備）を加えた上、その適用期限を平成27年3月31日までとする。

- (2) 対象資産から、国又は地方公共団体からの補助金等をもって取得等をしたものを除外する。
- (3) その他、対象設備の見直しをする。

5. 雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、

- (1) 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が100分の5以上
- (2) 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上
- (3) 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上

の要件を満たすときは、その雇用者給与等支給増加額の100分の10相当額の特別税額控除ができる。ただし、当期の税額の100分の10（中小企業者等については、100分の20）相当額を限度とする。

6. 雇用者の数が増加した場合の特別税額控除

- (1) 税額控除限度額を基準雇用者数1人当たり40万円（改正前20万円）に引き上げる。
- (2) 基準雇用者数及び比較給与等支給額を計算する場合の前期の雇用者について、当期末において高年齢雇用者に該当する者を除外し、前期及び当期に離職者がいないこととする要件を判定する場合において高年齢雇用者を含めることとする。

7. サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度

適用期限を3年延長した上、平成27年4月1日から平成28

年3月31日までの間に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る償却割合を次の区分に応じそれぞれ次のとおり引き下げる。

- (1) 耐用年数が35年未満であるもの 100分の14（改正前100分の28）
- (2) 耐用年数が35年以上であるもの 100分の20（改正前100分の40）

8. 試験研究を行った場合の特別税額控除

- (1) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等が追加されるなどの見直しを行う。
- (2) 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除限度額を、その事業年度の法人税額の30%（改正前20%）相当額に引き上げる。

9. 交際費等の損金不算入制度

中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額を800万円（改正前600万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入額を零とする。

10. 災害損失欠損金の繰越し

災害損失欠損金額が生じた事業年度の確定申告書において災害損失の額の計算に関する明細の記載がない場合であっても、その後の修正申告書又は更正請求書に明細を記載した書類を添付している場合には適用を受けることができることを明確化する。

11. 民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の繰越し

中小法人等以外の法人に再生手続開始の決定等があった場合（資産の評価損益の計上の適用がない場合に限る。）の期限切れ欠損金の損金算入について、青色欠損金額等の控除前の所得の金額が債務免除益等の額を超えるときにおける繰越欠損金額の損金算入額は、

- (1) 債務免除益等の額
 - (2) 青色欠損金額等の控除後の所得の金額からその超える部分の金額の100分の20相当額を控除した金額
- のいずれか少ない金額に達するまでの金額を限度とする。

12. 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益の特例制度の創設

青色申告書を提出する中小企業者について平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合（2以上の金融機関等が有する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において、その有する資産につき一定の評定を行い、又は債務処理に関する計画に従って債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除ができる。

13. 再生計画認可の決定に準ずる事実等

再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合における資産の評価損益の計上について、評価損益の計上に適さない資産の範囲から少額資産を除外し、評価差額が1,000万円未満の資産等であってもその評価損益を計上

できることとする。

14. 適格合併等による欠損金の引継ぎ等

支配関係がある法人の間で適格合併等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度における引継対象外未処理欠損金額の計算について、次のとおり見直しを行う。

- (1) 支配関係がある法人の間で適格合併等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人等とする一又は二以上の特定適格組織再編成等が行われていた場合において、その一又は二以上の特定適格組織再編成等により移転があった一定の資産のうちその適格合併等に係る被合併法人等が有することとなったものは、その法人が支配関係発生日において有するものとみなして、引継対象外未処理欠損金額を計算する。
- (2) 支配関係がある法人の間で適格合併等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人とする一又は二以上の適格合併が行われていた場合等において、その適格合併等に係る被合併法人等の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもののうちに、各特定支配関係法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額に相当する金額があるときは、その金額は引継対象外未処理欠損金額に加算する。

なお、支配関係がある法人の間で適格組織再編成等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度においてないものとされる欠損金額の計算についても、同様とされる。

- (3) 引継対象外未処理欠損金額に加算する金額について、特定支配関係法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産価額によりその加算する金額の基礎となる金額を計算することができることとする特例計算を設ける。

15. 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度

- (1) 法人が特定適格組織再編成等により移転を受けた資産のうち、支配関係法人がその特定適格組織再編成等の日以前2年以内に行われた関連法人を被合併法人等とする一又は二以上の前特定適格組織再編成により移転があった一定の資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生日前から有していたものがある場合には、その資産は、特定引継資産に該当することとする。なお、法人が特定適格組織再編成等の直前の時において有する資産についても同様とする。
- (2) 上記により特定引継資産に該当することとなる資産について、関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額によりその資産の譲渡等による損失の額を計算することができることとする。

16. 耐用年数の見直し

耐用年数省令別表第二の番号1から54までの区分によることのできないブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備について、耐用年数を8年（改正前17年）に短縮する。

17. 震災特例関係の改正

- (1) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設（震災特例法17の2の2、福島復興特措法18、23）
- (2) 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の創設（震災特例法17の3の2、福島復興特措法24）
- (3) 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場

合の法人税額の特別控除制度の整備（震災特例法17の3の3，福島復興特措法27）

（注）平成25年5月10日から施行される。

- (4) 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の整備（震災特例法17の2の3，福島復興特措法26）

（注）避難等指示が解除された日以後の取得等について適用される。

18. 国際課税の改正

- (1) 国外関連者との取引に係る課税の特例

独立企業間価格を算定する際の利益水準指標に営業費用売上総利益率（ベリー比）を加える。

- (2) 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

関連者等に係る純支払利子等の課税の特例との双方が適用され得る場合における重複適用の排除に関する規定の整備を行う。

- (3) 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

特定外国子会社等の所得に対して本店所在地国において外国法人税を課されない場合であっても、本店所在地国以外の国において外国法人税が課されるときには、外国税額控除の適用上、その合算所得は、国外所得金額に含まれることとする。

③ 所得税

1. 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の創設

中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人で債務の保証人であるものが、その個人が有する資産（有価証券を除く。）でその資産に設定された貸借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現にその内国法人の事業の用に供されているものを、債務処理計画に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続の下でみなし譲渡課税を適用しない。

- (1) その個人が、債務処理計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- (2) その債務処理計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること。
- (3) その内国法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその事業の用に供することがその債務処理計画において定められていること。

2. 土地・建物等の譲渡に関する改正

- (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の見直し
- (2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の対象範囲の見直し

- (3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用対象の見直し
 - (4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象の見直し
 - (5) 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象の見直し
 - (6) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の廃止
- (注) 平成25年4月1日から適用する。

3. 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例

特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等（幼稚園又は保育所等を設置する者に限る。）が、当該財産等（幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限る。）を他の公益法人等（幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限る。）に贈与をしようとする場合に、当該贈与に関する届出書を国税庁長官に提出したときは、非課税の特例を継続することができる。

(注) 平成25年6月1日以後に行う他の公益法人への贈与について適用する。

4. 医師の社会保険診療報酬の所得計算の特例の見直し

社会保険診療報酬の所得計算の特例について、適用対象者から、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除外する。

(注) 上記の改正は平成26年分以後の所得税から適用し、法人は平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

5. 源泉所得税の納税地

源泉徴収の対象となる所得の支払をする者が国内において事務所等に移転した場合は、当該事務所等の移転後の所在地とする。

(注) 平成25年6月1日以後に源泉所得税を納付する場合について適用する。

6. 所得税の税率

税率構造を次のとおり改める。

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(注) 平成27年分以後の所得税について適用する。

〈住宅税制〉

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

適用期限を平成29年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 住宅の取得等をして平成26年から平成29年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額、控除率及び控除期間を見直す。なお、住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合であって、当該住宅の取得等に係る消費税額等が新消費税額等相当額である場合以外の場合には、一般の住宅については、借入限

度額2,000万円，控除率1.0%，控除期間10年間とし，認定住宅については，借入限度額3,000万円，控除率1.0%，控除期間10年間とする。

- (2) 適用対象となる認定低炭素住宅の範囲に，低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のものを加える。

(注) (2)の改正は，平成25年6月1日以後に自己の居住の用に供する特定建築物について適用する。

- (3) 住宅の取得等をして居住の用に供した居住者が，その居住の用に供した年にやむを得ない事由により転居した場合における再居住に係る特例について，その居住の用に供した年の12月31日までの間に再び居住の用に供した場合を特例の対象に加える。

(注) (3)の改正は，平成25年1月1日以後に自己の居住の用に供しなくなった場合について適用する。

- (4) 二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置その他所要の措置を講ずる。

2. 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

適用期限を平成29年12月31日まで4年延長するとともに，次の措置を講ずる。

- (1) 特定の増改築等をして平成26年から平成29年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（1,000万円）のうち特定の増改築等に係る限度額（特定増改築等限度額），控除率及び控除期間を見直す。
- (2) 特定の増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し，当該特定の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額等が新消費税額等相当額である

場合以外の場合には、特定増改築等限度額（控除率2.0%）200万円、その他の借入限度額（控除率1.0%）800万円、控除期間5年間とする。

- (3) 対象となる特定の増改築等は、特定の増改築等に係る費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）が50万円（改正前：30万円）を超える改修工事とする。

（注）(3)の改正は、平成26年4月1日以後に居住の用に供する場合について適用する。

- (4) 二以上の特定の増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置その他所要の措置を講ずる。

3. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

適用期限を平成29年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 平成26年から平成29年までの間に住宅耐震改修をした場合の耐震改修工事限度額及び控除率を見直す。
- (2) 平成26年4月から平成29年12月までの間に住宅耐震改修をした場合で、耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに新消費税額等相当額が含まれている場合以外の場合には、耐震改修工事限度額200万円、控除率10%とする。
- (3) 税額控除額の計算方法について、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）の10%に相当する金額とする。

（注）(3)の改正は、平成26年4月1日以後に行う住宅耐震改修について適用する。

4. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

適用期限を平成29年12月31日まで5年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 特定の改修工事をして平成25年から平成29年までの間に居住の用に供した場合の改修工事限度額及び控除率を見直す。なお、特定の改修工事をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、当該特定の改修工事に係る費用の額に含まれる消費税額等のうちに新消費税額等相当額が含まれている場合以外の場合には、一般断熱改修工事等については、改修工事限度額200万円（太陽光発電設備の設置工事を行う場合は300万円）、控除率10%とし、高齢者等居住改修工事等については、改修工事限度額150万円、控除率10%とする。
- (2) 税額控除額の計算方法について、特定の改修工事に係る標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額。ロにおいて同じ。）の10%に相当する金額に改組した上で、次の見直しを行う。
 - イ 標準的な費用の額の対象となる一般断熱改修工事等の対象に、エネルギーの使用の合理化に資する改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす一定の設備の取替え又は取付けに係る工事を加える。
 - ロ 適用対象となる特定の改修工事は、当該特定の改修工事に係る標準的な費用の額が50万円を超える改修工事とする。
- (3) 高齢者等居住改修工事等を行った特定居住者が、その年の前年以前3年内に行った高齢者等居住改修工事等について本税額控除の適用を受けている場合には、その年において本税額控除は適用しない。

- (4) 一般断熱改修工事等及び高齢者等居住改修工事等の両方の工事をして同一年中に居住の用に供した場合の税額控除限度額（20万円（太陽光発電設備の設置工事を行う場合は30万円））は廃止する。

（注）（2）から（4）の改正は、平成26年4月1日以後に居住の用に供した場合について適用する。

5. 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

適用期限を平成29年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 認定住宅の新築等をして平成26年から平成29年までの間に居住の用に供した場合の認定住宅の範囲、認定住宅限度額及び控除率を見直す。
- (2) 認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）の新築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、当該認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等のうちに新消費税額等相当額が含まれている場合以外の場合には、認定住宅限度額500万円、控除率10%とする。

〈金融・証券税制〉

1. 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例

適用対象に、国外において発行された公募株式投資信託で金融商品取引所（外国の法令に基づき設立されたこれに類するものを含む。）に上場されているものを加える。

（注）平成25年4月1日以後の上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用する。

2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

- (1) 非課税口座を開設することができる期間を、平成26年1月1日から平成35年12月31日まで（改正前：平成26年1月1日から平成28年12月31日まで）とする。
- (2) 非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等を、次に掲げるものとする。
 - イ 非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間（以下「非課税期間」という。）内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等
 - ロ 非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合における当該譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等
- (3) 各年分の非課税管理勘定においては、一定の上場株式等で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超えないものを受け入れることができることとする。
- (4) 非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、交付申請書に基準日における住所地を証する書類を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、金融商品取引業者等の営業所に提出するものとする。
- (5) 居住者等は、同一の金融商品取引業者等に重複して非課税口座を開設することができないものとし、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書を提出することができないものとする。

(注) 平成26年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用する。

3. 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例

適用対象者の範囲に、相続税法等において相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人を加える。

(注) 平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈による財産の取得について適用する。

4. 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、(イ)特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と(ロ)一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。

(注) 平成28年1月1日から適用する。

5. 特定公社債等の課税方式

(1) 利子所得等の課税方式等

特定公社債等の利子等については、20%源泉分離課税の対象から除外した上、次の措置を講ずる。

イ 平成28年1月1日以後に居住者等が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等については、20%の税率による申告分離課税の対象とする。

ロ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等を有する居住者等は、当該特定公社債等の利子等については、申告を要しないことができる

こととする。

ハ 居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外公社債等の利子等で申告分離課税の対象となるものについて、その支払の際に課される外国所得税の額を控除した金額に対して源泉徴収を行う。

(2) 譲渡所得等の課税方式

イ 居住者等が、平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡をした場合における譲渡所得等については、20%の税率による申告分離課税の対象とする。

ロ 特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%の税率による申告分離課税の対象とする。

(3) 上場株式等の譲渡損失、配当所得の損益通算、繰越控除の特例の対象範囲の拡充等

イ 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とする。

ロ 平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする。

ハ 確定申告書の提出がなかった場合等の宥恕措置を廃止する。

(注) (3)の改正は、平成28年分以後の所得税について適用

する。

(4) 特定口座での取扱い

特定公社債等に係る所得について、次のとおり特定口座で取り扱うことを可能とする。

イ 居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又は当該金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、当該特定口座へ受け入れることができることとする。この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算する。

(注) 上記イの改正は、平成28年1月1日以後に行う特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。

ロ 居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて特定公社債等の利子等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、当該利子等を当該源泉徴収選択口座に受け入れることができることとする。

ハ 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該利子等又は配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して15%の税率を乗じて徴収すべき所得税及び住民税(5%)の額を計算する。

(注) 上記ロ及びハの改正は、平成28年1月1日以後に金融商品取引業者等から交付を受ける源泉徴収選択口

座内配当等について適用する。

- ニ 居住者等が平成27年12月31日以前に特定口座を開設している金融商品取引業者等を通じて取得した特定公社債等を、平成28年1月1日に特定口座に受け入れることができる措置を講ずる。また、平成28年1月1日から同年12月31日までの間は、居住者等が有する特定公社債等を特定口座に受け入れることができることとする。

6. 一般公社債等の課税方式

(1) 利子所得等の課税方式

一般公社債等の利子等については、20%（所得税15%・住民税5%）源泉分離課税を維持する。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする。

(2) 譲渡所得等の課税方式

イ 居住者等が、平成28年1月1日以後に一般公社債等の譲渡をした場合における譲渡所得等については、20%（所得税15%・住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とする。

ロ 一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額（私募公社債投資信託及び証券投資信託以外の私募投資信託にあっては、信託元本額までに限る。）については、これを一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%の税率による申告分離課税の対象とする。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする。

7. 割引債の課税方式等

(1) 課税方式

平成28年1月1日以後に行う割引債の償還及び譲渡による所得については、公社債の譲渡所得等として20%（所得税15%・住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とする。ただし、平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては、償還差益に係る18%源泉分離課税を維持し、譲渡による所得は非課税とする。

(2) 源泉徴収

平成28年1月1日以後に発行される割引債の償還金について、次のとおり源泉徴収を行う。

イ 平成28年1月1日以後に発行される割引債（預金保険法に規定する長期信用銀行債等を除く。）については、発行時の18%源泉徴収を適用しないこととする。これに伴い、特定短期公社債に係る発行時源泉徴収免除の特例は廃止する。

ロ 平成28年1月1日以後に個人又は内国法人のうち普通法人等以外の法人若しくは外国法人に対して国内において割引債の償還金の支払をする者は、その支払の際、その割引債の償還金に係る差益金額に対して、20%の税率による源泉徴収をし、その徴収の日の属する月の翌月10日までに納付しなければならないこととする。なお、国内において支払われる特定割引債（特定公社債に該当する割引債をいう。以下同じ。）の償還金で国内における支払の取扱者を通じて交付されるものについては、当該支払の取扱者が源泉徴収を行うものとする。国外において発行された割引債の償還金（国外において支払われるものに限る。）で国内における支払の取扱者を

通じて交付されるものも、同様とする。

8. 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の拡充

- (1) 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算結了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とする。
- (2) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、本特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とする。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、居住者等の有する特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債につき平成28年1月1日以後にその発行法人の清算結了等の事実が発生する場合について適用する。

- (3) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、これらの特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できるとする。

(注) 上記(3)の改正は、平成28年分以後の所得税について適用する。

4 相続税・贈与税

1. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の創設

- (1) 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、受贈者（教育資金管理契約を締結する日において30歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき、信託受益権を取得した場合、書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合には、当該信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。
- (2) この特例の適用を受けようとする受贈者は、教育資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由し、信託等がされる日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- (3) この特例の適用を受ける受贈者は、一定の方法により領収書等を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならない。
- (4) 教育資金管理契約は、次に定める日のいずれか早い日に終了するものとする。
 - イ 受贈者が30歳に達した日
 - ロ 受贈者が死亡した日
 - ハ 信託財産の価額が零となった場合等において受贈者と取扱金融機関との合意に基づき教育資金管理契約を

終了する日

- (5) 教育資金管理契約が終了した場合において、本特例の適用を受けて信託等がされた金額の合計額から教育資金の支払いに充てられた金額の合計額を控除した残額があるときは、当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の(4)イ又はハに定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。なお、(4)ロに掲げる事由に該当した場合には、残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2. 相続税・贈与税の納税義務者

相続若しくは遺贈又は贈与により相続税法の施行地外にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有しない相続人若しくは受遺者又は受贈者のうち日本国籍を有しない者（当該相続若しくは遺贈又は贈与に係る被相続人又は贈与者が、相続開始又は贈与の時において同法の施行地に住所を有していた場合に限る。）は、相続税又は贈与税を納める義務があるものとする。

（注）平成25年4月1日以後に取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

3. 特別障害者に係る贈与税の非課税措置

- (1) 適用対象者に、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者その他の精神に障害がある一定の者を加える。
- (2) 上記(1)の者に係る非課税限度額を3,000万円とする。
- (3) 適用対象となる信託契約の終了時期を、特別障害者又は上記(1)の者の死亡の日とする。

（注）平成25年4月1日以後にされる特定障害者扶養信託契約に基づく信託について適用する。

4. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

- (1) 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を330㎡（改正前240㎡）までの部分に拡充する。
- (2) 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。
- (3) 適用対象となる特定居住用宅地等の範囲に、被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物のうち当該被相続人、当該被相続人の配偶者又は当該被相続人の親族の居住の用に供されていた一定の部分に対応する宅地等を追加する。
- (4) 適用対象となる宅地等の範囲に、被相続人の居住の用に供されていた宅地等で一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかったものを追加する。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は平成27年1月1日以後に、上記(3)及び(4)の改正は平成26年1月1日以後に、相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

5. 遺産に係る基礎控除

次のとおり引き下げる。

定額控除	3,000万円
法定相続人比例控除	600万円に法定相続人数を乗じた金額

6. 相続税の税率

税率構造を次のとおり改める。

課税所得金額	税率	課税所得金額	税率
1,000万円以下の金額	10%	2億円以下の金額	40%
3,000万円 〃	15%	3億円 〃	45%
5,000万円 〃	20%	6億円 〃	50%
1億円 〃	30%	6億円超の金額	55%

7. 未成年者控除

控除額を20歳までの1年につき10万円に引き上げる。

8. 障害者控除

控除額を85歳までの1年につき10万円（特別障害者については20万円）に引き上げる。

（注）上記5から8までの改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

9. 贈与税の税率

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造を次のとおり改める。

基礎控除後の課税価格	20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	通常の贈与 (左記以外の場合)
200万円以下の金額	10%	10%
300万円以下の金額	15%	15%
400万円以下の金額		20%
600万円以下の金額	20%	30%
1,000万円以下の金額	30%	40%
1,500万円以下の金額	40%	45%
3,000万円以下の金額	45%	50%
4,500万円以下の金額	50%	55%
4,500万円超の金額	55%	

10. 相続時精算課税

対象となる受贈者に係る贈与者の年齢要件を60歳以上（改正前65歳以上）に引き下げ、対象となる受贈者の範囲に、20歳以上である孫（改正前20歳以上の推定相続人のみ）を追加する。

（注） 上記9及び10の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

11. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

- (1) 経営承継相続人等の要件のうち、非上場会社を経営していた被相続人の親族であることとする要件を撤廃する。
- (2) 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、経営承継期間（5年間）における常時使用従業員数の平均が、一定の数を下回ることとなった場合とする。
- (3) 納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、総収入金額の範囲を主たる事業活動から生ずる収入の額に限ることとする。
- (4) 雇用確保要件が満たされないために経済産業大臣の認定が取り消された場合において、納税猶予税額を納付しなければならないときは、延納又は物納の選択を可能とする。
- (5) 再生計画又は更生計画の認可の決定があった場合における猶予税額の免除について、対象範囲に一定の債務の処理に関する計画を加える。
- (6) 再生計画の認可決定等があった場合には、納税猶予税額を再計算し、当該再計算後の納税猶予税額について納税猶予を継続することとし、当初の納税猶予税額から当該再計算後の納税猶予税額を控除した残額に相当する相続税・贈与税を免除する特例を創設する。

- (7) 経営承継期間（5年間）の経過後に納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合については、当該期間中の利子税の割合を0%とする。

(注) 上記の改正は、所要の経過措置を講じた上、平成27年1月1日以後に取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用する。

5 登録免許税

1. 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減

適用対象となる認定低炭素住宅の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により低炭素建築物とみなされる一定の特定建築物である住宅を加える。

(注) 上記の改正は、平成25年6月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

2. 認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減

適用対象の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。

3. 特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律により創設される特例事業者が、同法の施行の日から平成27年3月31日までの間に一定の不動産の取得をする場合における当該不動産に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。

- (1) 所有権の保存登記 1,000分の3（本則1,000分の4）

(2) 所有権の移転登記 1,000分の13（本則1,000分の20）

4. 次に掲げる租税特別措置の適用期限を2年延長

- (1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- (2) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- (3) 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- (4) 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- (5) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

5. 特例措置の廃止

次に掲げる特別措置について、適用期限の到来をもって廃止する。

- (1) 特定外貿埠頭管理運営会社が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- (2) 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除制度

〔6〕 印紙税

1. 金銭又は有価証券の受取書

金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が5

万円（改正前3万円）未満のものには、印紙税を課さないこととする。

（注）平成26年4月1日以後に作成される受取書について適用する。

2. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例

適用期限を5年延長した上、平成26年4月1日以後に作成される文書に係る税率を次のとおり引き下げる。

契約金額		改正前	改正後
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円
1,000万円超	5,000万円以下	1万5千円	1万円
5,000万円超	1億円以下	4万5千円	3万円
1億円超	5億円以下	8万円	6万円
5億円超	10億円以下	18万円	16万円
10億円超	50億円以下	36万円	32万円
50億円超		54万円	48万円

7 地方税

1. 復興支援のための税制上の措置

東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る

固定資産税及び都市計画税の課税免除等の適用期限を1年延長する。

2. 個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充

平成26年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成26年から平成29年までの入居者）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を、次の控除限度額の範囲内で減額する。

居 住 年	控除限度額
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円)
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高13.65万円)

3. 金融所得課税の一体化等における見直し

(1) 道府県民税利子割及び配当割の見直し

平成28年1月1日以後に居住者等が支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、利子等の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とする。

(2) 道府県民税株式等譲渡所得割の見直し

平成28年1月1日以後における源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡所得等については、株式等譲渡所得割の課税対象とする。

(3) 法人に係る利子割の廃止

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定する。

4. 納税環境の整備

(1) 延滞金等の利率の見直し

国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金、還付加算金について適用する。

(2) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し

市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、当該年金所得者に係る前年度分の個人住民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額とする。

(注) 上記の改正は、平成28年10月1日以後に実施する特別徴収について適用する。

5. 主な税負担軽減措置等

(1) 不動産取得税の特例措置

イ 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

ロ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(2) 固定資産税等の特例措置

イ 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の5分の3とした上、その適用期限を3年延

長する。

ロ 鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を2年間に限り講ずる。

ハ 港湾法の改正に伴い、同法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、特定貨物取扱埠頭の整備を図るため、港湾管理者が作成する特定利用推進計画の事業を実施する者が、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の10年間価格の3分の2とする措置を平成27年3月31日まで講ずる。

ニ 都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を2年間に限り講ずる。

(注) 上記(1)、(2)イ、ロ、ニの改正は、平成25年4月1日から、(2)ハの改正は、港湾法の一部を改正する法律附則1条1号に掲げる規定の施行の日から適用される。

●健康保険・厚生年金保険の保険料額表

(平成25年9月分～)

(単位：円)

標準報酬			報酬月額		健康保険料率 (全国健康保険協会)		厚生年金保険料率 (一般の被保険者)			
等級	月額(A)	日額	円以上	円未満	全都道府県別 全額	折半額	17.12%			
							全額	折半額		
1	58,000	1,930		～63,000	標準報酬月額(A)に次頁の都道府県別健康保険料率を介護保険第2号被保険者か否かを判断し、該当率を乗じた金額	左欄の金額に50%を乗じる				
2	68,000	2,270	63,000	～73,000						
3	78,000	2,600	73,000	～83,000						
4	88,000	2,930	83,000	～93,000						
5(1)	98,000	3,270	93,000	～101,000					16,777.60	8,388.80
6(2)	104,000	3,470	101,000	～107,000					17,804.80	8,902.40
7(3)	110,000	3,670	107,000	～114,000					18,832.00	9,416.00
8(4)	118,000	3,930	114,000	～122,000					20,201.60	10,100.80
9(5)	126,000	4,200	122,000	～130,000					21,571.20	10,785.60
10(6)	134,000	4,470	130,000	～138,000					22,940.80	11,470.40
11(7)	142,000	4,730	138,000	～146,000					24,310.40	12,155.20
12(8)	150,000	5,000	146,000	～155,000					25,680.00	12,840.00
13(9)	160,000	5,330	155,000	～165,000					27,392.00	13,696.00
14(10)	170,000	5,670	165,000	～175,000					29,104.00	14,552.00
15(11)	180,000	6,000	175,000	～185,000					30,816.00	15,408.00
16(12)	190,000	6,330	185,000	～195,000					32,528.00	16,264.00
17(13)	200,000	6,670	195,000	～210,000					34,240.00	17,120.00
18(14)	220,000	7,330	210,000	～230,000					37,664.00	18,832.00
19(15)	240,000	8,000	230,000	～250,000					41,088.00	20,544.00
20(16)	260,000	8,670	250,000	～270,000					44,512.00	22,256.00
21(17)	280,000	9,330	270,000	～290,000					47,936.00	23,968.00
22(18)	300,000	10,000	290,000	～310,000					51,360.00	25,680.00
23(19)	320,000	10,670	310,000	～330,000					54,784.00	27,392.00
24(20)	340,000	11,330	330,000	～350,000					58,208.00	29,104.00
25(21)	360,000	12,000	350,000	～370,000					61,632.00	30,816.00
26(22)	380,000	12,670	370,000	～395,000					65,056.00	32,528.00
27(23)	410,000	13,670	395,000	～425,000					70,192.00	35,096.00
28(24)	440,000	14,670	425,000	～455,000					75,328.00	37,664.00
29(25)	470,000	15,670	455,000	～485,000					80,464.00	40,232.00
30(26)	500,000	16,670	485,000	～515,000					85,600.00	42,800.00
31(27)	530,000	17,670	515,000	～545,000					90,736.00	45,368.00
32(28)	560,000	18,670	545,000	～575,000					95,872.00	47,936.00
33(29)	590,000	19,670	575,000	～605,000					101,008.00	50,504.00
34(30)	620,000	20,670	605,000	～635,000					106,144.00	53,072.00
35	650,000	21,670	635,000	～665,000						
36	680,000	22,670	665,000	～695,000						
37	710,000	23,670	695,000	～730,000						
38	750,000	25,000	730,000	～770,000						
39	790,000	26,330	770,000	～810,000						
40	830,000	27,670	810,000	～855,000						
41	880,000	29,330	855,000	～905,000						
42	930,000	31,000	905,000	～955,000						
43	980,000	32,670	955,000	～1,005,000						
44	1,030,000	34,330	1,005,000	～1,055,000						
45	1,090,000	36,330	1,055,000	～1,115,000						
46	1,150,000	38,330	1,115,000	～1,175,000						
47	1,210,000	40,330	1,175,000	～						

* 詳しくは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) でご確認ください。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（平成25年3月分～）

（単位：％）

都道府 県名	健康保険料率		都道府 県名	健康保険料率	
	介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方		介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方
北海道	10.12	11.67	滋賀県	9.97	11.52
青森県	10.00	11.55	京都府	9.98	11.53
岩手県	9.93	11.48	大阪府	10.06	11.61
宮城県	10.01	11.56	兵庫県	10.00	11.55
秋田県	10.02	11.57	奈良県	10.02	11.57
山形県	9.96	11.51	和歌山県	10.02	11.57
福島県	9.96	11.51	鳥取県	9.98	11.53
茨城県	9.93	11.48	鳥根県	10.00	11.55
栃木県	9.95	11.50	岡山県	10.06	11.61
群馬県	9.95	11.50	広島県	10.03	11.58
埼玉県	9.94	11.49	山口県	10.03	11.58
千葉県	9.93	11.48	徳島県	10.08	11.63
東京都	9.97	11.52	香川県	10.09	11.64
神奈川県	9.98	11.53	愛媛県	10.03	11.58
新潟県	9.90	11.45	高知県	10.04	11.59
富山県	9.93	11.48	福岡県	10.12	11.67
石川県	10.03	11.58	佐賀県	10.16	11.71
福井県	10.02	11.57	長崎県	10.06	11.61
山梨県	9.94	11.49	熊本県	10.07	11.62
長野県	9.85	11.40	大分県	10.08	11.63
岐阜県	9.99	11.54	宮崎県	10.01	11.56
静岡県	9.92	11.47	鹿児島県	10.03	11.58
愛知県	9.97	11.52	沖縄県	10.03	11.58
三重県	9.94	11.49			

- * 1. 40歳から65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.55％）が加わり，上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は，全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については，加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。

